

第2節 証券業等

I 私設取引システム（PTS）の開設に係る指針の策定（資料5-2-1参照）

最近、金融システム改革における取引所集中義務の撤廃やインターネット証券取引の発展等を背景に、証券会社等による私設電子取引市場の開設の動きが見られる。こうした動きは市場間競争を通じて有価証券市場全体の効率を向上させるとともに、流動性の低い有価証券の流通市場を整備すること等を通じて、投資者の利便性の向上にも寄与するものである。

他方、こうした新たな形態の証券業については、公正な取引の確保、投資者保護の観点から、従来の伝統的な証券業においては想定していなかった様々な問題が予想される。

従って金融庁として、投資者保護等の観点も踏まえ、有価証券取引の電子化を進めるため、「私設取引システム（PTS）の開設に係る指針」を策定し、12年11月16日に公表するとともに、当指針に基づき関係総理府令及び事務ガイドラインの改正を行った。※（PTS [Proprietary Trading System]）

PTS業務における売買価格の決定方法として、従来の「市場価格売買方式」、「顧客間交渉方式」に加え、更に「顧客注文対当方式（顧客同士の注文を対当させることにより取引を成立させる方法）」と「売買気配提示方式（証券会社が売り気配及び買い気配を提示し、当該気配に基づき自己の計算で顧客との間で売買を行う方法）」を認めることとした。（証券取引法第2条に規定する定義に関する総理府令（平成5年大蔵省令第14号））

一方、売買価格の決定方法を拡充したこと等により、PTSに一定の価格形成機能が生ずることとなるため、価格情報の外部公表や取引高シェアに応じて一定の措置を講ずることを義務付けるといった公正な取引の確保のためのルールの整備を行った。

また、投資者保護等の観点から、新しい形態のPTS業務に対する認可審査や監督上の対応として、認可基準や定期報告について所要の見直しを行った。

（証券会社に関する総理府令（平成10年総理府・大蔵省令第36号）、事務ガイドライン）

II 証券会社等による顧客への交付書類の見直し等に係る内閣府令の改正

1. 趣旨

証券取引の電子化の推進や将来の証券決済期間の短縮化等に対応するため、また、複雑になっている顧客への交付書類を整理するため、証券取引等にかかる顧客への交付書類に関し、見直しを行った（平成13年4月1日施行）。

2. 改正の概要

第一に、証券会社の作成、保存しなければならない書類から受渡計算書及び有

価証券預り証を廃止し、両書類を一本化した報告書である取引残高報告書を新設した（証券会社に関する内閣府令第60条等）。取引残高報告書については、原則として定期的に交付することとしているが、顧客の請求があれば取引に係る受渡決済後遅滞なく交付する方法に代えなければならないこと、取引報告書の交付が義務付けられていない取引については一定の場合を除き取引残高報告書の交付は取引に係る受渡の都度交付しなければならないこととしている。なお、顧客の承諾があれば電子的交付をすることも可能とした。第二に、証券会社に求められている業務の状況として、顧客の有価証券の売買等その他の取引に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況に該当することのないことを規定（証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第6号）。第三に、取引残高報告書を含めた法定帳簿の保存義務に関して、規定の明確化の観点から、現行保存期間を5年としている注文伝票を除き、原則10年とした（証券会社に関する内閣府令第60条第8項）。最後に、新現先取引の導入に伴い、取引報告書の省略にかかる規定を整備した（同府令第30条第2項第2号）。

Ⅲ その他

1. 優先出資証券上場制度創設に伴う府令改正

(1) 趣旨

預金保険法の改正法において、協同組織金融機関の優先出資に関する法律が一部改正され、個別の協同組織金融機関でも優先出資証券の発行が可能となったこと、また、東京証券取引所において協同組織金融機関の発行する優先出資証券の上場制度が創設されたこと等に伴い、関係府令の改正を行った。

(2) 改正の概要

取引所有価証券市場外での取引の禁止規定における上場株券等（証券会社に関する内閣府令第27条）及び安定操作期間内における引受証券会社の自己計算買い付けの禁止等の規定（証券会社の行為規制等に関する内閣府令第4条第5号、同条第6号）における対象有価証券に優先出資証券を追加した。

(3) 施行日

平成12年12月11日

2. 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する総理府令

(1) 趣旨

認可投資顧問業者による合同運用の解禁について、規制緩和推進3カ年計画（再改定）（平成12年3月31日閣議決定）において項目に取り上げられたことをうけ、顧客の資産運用の手段の多様化及びその効率的な運用を可能とする観点から、これを認めるため、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法

律施行規則（昭和61年大蔵省令第54号）の一部を改正した。

(2) 改正の概要

認可投資顧問業者による合同運用の禁止規定の削除（第29条の2第1項第5号）

(3) 施行日

平成12年11月28日

3. 投資顧問業者営業保証金規則の一部を改正する命令

(1) 趣旨

投資顧問業者の営業保証金について、主たる営業所の所在地変更に伴う供託所の変更に係る手続きについて、その営業保証金の取戻し承認手続きを簡素化するとともに、保管替え等の規定を新設し、保管替えに係る手続きの整備を図るため、投資顧問業者営業保証金規則（昭和61年法務省・大蔵省令第1号）の一部を改正した。

(2) 改正の概要

ア. 主たる営業所の所在地変更に伴う営業保証金の取戻しの承認手続きの簡素化（第13条）

イ. 主たる営業所の所在地変更に伴う営業保証金の保管替えの規定の新設（第15条）

(3) 施行日

平成12年6月30日